

議案第34号

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市事務分掌条例の一部を改正する条例

さいたま市事務分掌条例（平成14年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(局等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健衛生局</u><br/><u>福祉局</u></p> <p>[略]</p>  | <p>(局等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる局等を設けるものとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健福祉局</u></p> <p>[略]</p>                             |
| <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健衛生局</u></p> <p>(1) <u>地域保健に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域医療に関すること。</u></p> <p><u>福祉局</u></p> <p>(1) <u>地域福祉に関すること。</u></p> <p>(2) <u>高齢者福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>障害者福祉に関すること。</u></p> <p>(4) <u>社会保障に関すること。</u></p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条の局等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p><u>保健福祉局</u></p> <p>(1) <u>保健衛生に関すること。</u></p> <p>(2) <u>社会福祉に関すること。</u></p> <p>(3) <u>社会保障に関すること。</u></p> |

[略]

[略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

2 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(指定管理者審査選定委員会の設置)</p> <p>第8条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者審査選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 保健衛生局が所管する施設</u> <u>さいたま市保健衛生局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p><u>(4) 福祉局が所管する施設</u> <u>さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>2 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織する。ただし、<u>前項第7号</u>に掲げるさいたま市都市局指定管理者審査選定委員会については、委員9人以内をもって組織する。</p> <p>3～7 [略]</p> | <p>(指定管理者審査選定委員会の設置)</p> <p>第8条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査するため、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める指定管理者審査選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 保健福祉局が所管する施設</u> <u>さいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>2 委員会は、それぞれ委員7人以内をもって組織する。ただし、<u>前項第6号</u>に掲げるさいたま市都市局指定管理者審査選定委員会については、委員9人以内をもって組織する。</p> <p>3～7 [略]</p> |

(さいたま市社会福祉審議会条例の一部改正)

3 さいたま市社会福祉審議会条例（平成15年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (庶務)<br>第12条 審議会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (庶務)<br>第12条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

(さいたま市障害者政策委員会条例の一部改正)

4 さいたま市障害者政策委員会条例（平成15年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                       | 改正前   |
|---|---|
| (庶務)<br>第7条 委員会の庶務は、 <u>福祉局</u> において処理する。 | (庶務)<br>第7条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

(さいたま市精神保健福祉審議会条例の一部改正)

5 さいたま市精神保健福祉審議会条例（平成14年さいたま市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (庶務)<br>第6条 審議会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務)<br>第6条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

(さいたま市感染症診査協議会条例の一部改正)

6 さいたま市感染症診査協議会条例（平成13年さいたま市条例第311号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (庶務)<br>第7条 協議会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。 | (庶務)<br>第7条 協議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。 |

(さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例の一部改正)

7 さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例（平成24年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| (歯科口腔保健審議会)<br>第10条 [略]<br>2～8 [略]<br>9 審議会の庶務は、 <u>保健衛生局</u> において処理する。<br>10 [略] | (歯科口腔保健審議会)<br>第10条 [略]<br>2～8 [略]<br>9 審議会の庶務は、 <u>保健福祉局</u> において処理する。<br>10 [略] |